行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木康友

#### 静岡県規則第68号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人 番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成29年静岡県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
川表第1 (略)		別表第1 (略)	T.
事務	個人番号関係事務実施者	事務	個人番号関係事務実施者
(略)		(略)	<del>,</del>
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
		6 特定疾患治療研究事業	静岡市長及び浜松市長
		に係る医療給付の申請又	
		は特定疾患医療受給者証	
		に係る事項の変更の届出	
		に係る書面の提出に関す	
		<u>る事務</u>	
		7 先天性血液凝固因子障	静岡市長及び浜松市長
		<u>害等治療研究事業に係る</u>	
		医療費公費負担受給の申	
		請又は先天性血液凝固因	
		子障害等医療受給者証に	
		係る事項の変更の届出に	
		係る書面の提出に関する	
		<u>事務</u>	
		8 静岡県特定疾患治療研	静岡市長及び浜松市長
		<u>究事業に係る医療の給付</u>	
		の承認の申請及び特定疾	
		<u> </u>	
		項の変更の届出(以下	
		「静岡県特定疾患治療研	
		<u>究事業医療給付承認申請</u>	
		等」という。)に係る書面	

<u>6</u> (略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)
8 (略)	(略)

### 別表第2 (略)

<u> </u>	
条例別表第2の項	情報
(略)	
6の項(1)	(略)
6の項(2)	要保護者等に係る外国人生活保護
	実施関係情報又は生活に困窮する
	外国人に対する生活保護法第55条
	の4第1項の規定に準じて行う就
	労自立給付金の支給若しくは同法
	第55条の5第1項の規定に準じて
	行う進学準備給付金の支給に関す
	る情報
<u>7の項(1)</u>	(略)
<u>7の項(3)</u>	外国人要保護者等に係る生活保護
	実施関係情報又は生活保護法第55
	条の4第1項の就労自立給付金若
	しくは同法第55条の5第1項の進
	学準備給付金の支給に関する情報
<u>7の項(4)</u>	外国人要保護者等に係る中国残留
	邦人等の円滑な帰国の促進並びに
	永住帰国した中国残留邦人等及び
	特定配偶者の自立の支援に関する
	法律(平成6年法律第30号)第14
	条第1項及び第3項の支援給付の
	支給の実施、中国残留邦人等の円
	滑な帰国の促進及び永住帰国後の
	自立の支援に関する法律の一部を
	改正する法律(平成19年法律第127
	号。以下この項において「平成19
	年改正法」という。)附則第4条第
	1項に規定する支援給付の支給の
	実施並びに中国残留邦人等の円滑

<u>0</u>	提出に関する事務	
9	(略)	(略)
<u>10</u>	(略)	(略)
<u>11</u>	(略)	(略)

## **別表第2** (略)

月表第2 (略)	
条例別表第2の項	情報
(略)	
6の項	(略)
<u>7の項</u>	(略)

な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律の一部を改 正する法律(平成25年法律第106 号。以下この項において「平成25 年改正法 という。) 附則第2条第 1項の規定によりなお従前の例に よるものとされた平成25年改正法 による改正前の中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進及び永住帰国後 の自立の支援に関する法律(以下 この項において「旧法」という。) 第14条第1項の支援給付、平成25 年改正法附則第2条第2項の規定 によりなお従前の例によるものと された旧法第14条第3項の支援給 付及び平成25年改正法附則第2条 第3項の支援給付の支給の実施又 は中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律第14条第4項(平 成19年改正法附則第4条第2項に おいて準用する場合を含む。)並び に平成25年改正法附則第2条第1 項及び第2項の規定によりなお従 前の例によるものとされた旧法第 14条第4項の規定によりその例に よるものとされる生活保護法第24 条第1項の開始若しくは同条第9 項の変更、同法第25条第1項の規 定による職権による開始若しくは 同条第2項の規定による職権によ る変更若しくは同法第26条の停止 若しくは廃止に関する情報 外国人要保護者等に係る児童福祉 法(昭和22年法律第164号)第19条

7の項(5)

	1
	の2第1項の小児慢性特定疾病医
	療費、同法第20条第1項の療育の
	給付又は同法第24条の2第1項の
	障害児入所給付費の支給に関する
	情報
7の項(6)	外国人要保護者等に係る児童扶養
	手当法(昭和36年法律第238号)第
	4条第1項の児童扶養手当の支給
	に関する情報
7の項(7)	外国人要保護者等に係る母子及び
	父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年
	法律第129号)第13条第1項、第31
	条の6第1項若しくは第32条第1
	項若しくは附則第3条第1項若し
	くは第6条第1項の資金の貸付け
	又は同法第31条(同法第31条の10
	<u>において読み替えて準用する場合</u>
	を含む。)の給付金の支給に関する
	情報
7の項(8)	外国人要保護者等に係る特別児童
	扶養手当等の支給に関する法律
	(昭和39年法律第134号)第3条第
	1項の特別児童扶養手当、同法第
	17条の障害児福祉手当又は同法第
	26条の2の特別障害者手当の支給
	<u>に関する情報</u>
7の項(9)	外国人要保護者等に係る国民年金
	法等の一部を改正する法律(昭和
	60年法律第34号)附則第97条第1
	項の福祉手当の支給に関する情報
7の項(10)	外国人要保護者等に係る障害者の
	日常生活及び社会生活を総合的に
	支援するための法律(平成17年法
	律第123号)第6条の自立支援給付
	<u>の支給に関する情報</u>
	1

	者に対する医療等に関する法律
	<u>(平成26年法律第50号)第5条第</u>
	1項の特定医療費の支給に関する
	情報
7の項(13)	外国人要保護者等に係る労働施策
	の総合的な推進並びに労働者の雇
	用の安定及び職業生活の充実等に
	関する法律(昭和41年法律第132
	号) 第18条第2号の求職者の知識
	及び技能の習得を容易にするため
	の給付金の支給に関する情報
8の項	(略)
9の項	(略)
<u>10の項</u>	(略)

### 別表第3 (略)

条例別表第3の項	情報
(略)	
1の項(5)	(略)
<u>2の項(l)</u>	外国人要保護者等に係る学校保
	健安全法(昭和33年法律第56
	号) 第24条の援助の実施に関す
	<u>る情報</u>
2の項(2)	(略)
2の項(3)	(略)
2の項(4)	(略)
2の項(5)	(略)
2の項(6)	外国人要保護者等に係る特別支
	接学校就学経費支弁関係情報
2の項(7)	(略)

8の項(1)	<u>静岡県特定疾患治療研究事業医療</u>
	給付承認申請等を行う者に係る生
	活保護実施関係情報
8の項⑵	<u>静岡県特定疾患治療研究事業医療</u>
	<u>給付承認申請等を行う者に係る外</u>
	国人生活保護実施関係情報
<u>9の項</u>	(略)
<u>10の項</u>	(略)
<u>11の項</u>	(略)

# 別表第3 (略)

条例別表第3の項	情報
(略)	
1の項(5)	(略)
<u>2の項(1)</u>	(略)
2の項⑵	(略)
2の項(3)	(略)
2の項(4)	(略)
2の項(5)	(略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。